

エレベーター設備保守委託業務契約書

- 1 委託業務の名称 西建（委）第2号
県営住宅神山団地（2号棟）
エレベーター設備保守委託業務
- 2 履行期間 自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日
- 3 業務委託料 ￥ _____
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ _____
- 4 契約保証金は、 とする。

頭書業務の委託について、発注者 愛媛県南予地方局長 と
受注者

とは、次の条項によりエレベーター設備保守の委託契約を締結する。

（契約対象のエレベーター設備）

第1条 契約の対象となるエレベーター設備は、次のとおりとする。

- ・場 所 八幡浜市国木 160 番地 1
県営住宅神山団地 2号棟
- 種類及び台数 ロープ式エレベーター（車椅子兼用） 1台
- 付 加 装 置 地震時管制運転装置 1組
停電時自動着床装置 1組
オートアナウンス 1組

（契約の範囲）

第2条 受注者は、技術者を派遣し、前条のエレベーター設備を正常かつ良好な運転状態に保つよう別添「エレベーター設備点検委託業務仕様

書」により点検作業を行うものとする。

- 2 受注者は、不時の故障の際、発注者より通知のあったときは、直ちに技術者を派遣し、適切な処置を行うものとする。

(点検作業の実施)

第3条 受注者は、この契約で定めたすべての作業を、受注者の就業時間(受注者の通常勤務日の通常時間)内に行うものとする。ただし、エレベーター施設が故障した場合は、この限りでない。

(作業上の責任)

第4条 受注者は、この契約により、受注者の作業に従事する者が発注者の建物内においてなす業務上の行為はすべて受注者の責めとし、業務上負傷し、又は死亡した場合も、すべて受注者の責任において措置するものとする。

(遠隔監視装置等)

第5条 受注者は、エレベーター設備点検委託業務仕様書に定めた遠隔点検・監視を行うため、対象設備を設置した建物(以下、建物という)内に遠隔監視装置(以下、装置という)を設置し、建物と受注者の施設との間に遠隔点検・監視用の専用電話回線(以下、回線という)を開設することができる。発注者は、対象設備・建物に装置の設置及び回線の開設その他の工事を行うことを承諾する。

- 2 発注者は、装置が受注者の所有であること、回線の電話加入権が受注者に帰属することを確認するものとする。
- 3 装置の設置及び回線の開設の工事費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者の事由により、装置及び回線について生じた修理・取替・移設・撤去に伴う費用は発注者の負担とする。
- 5 回線の電話料金は、原則として受注者の負担とする。
- 6 発注者は、受注者が設置した装置及び回線について、盗難・悪戯等に対して適切に保護すること、温度・湿度・その他機器類の動作が良

好に行われる環境を維持することについて善良な管理者の注意を払うものとする。又、これらの状況が悪化し又は悪化するおそれが生じたとき及び装置に障害・故障が生じたときは、直ちに受注者に連絡するものとする。

7 発注者は、装置について操作・分解・データの読み出し及び解析を行ったり、第三者に行わせないものとする。

(直接通話インターホン)

第6条 受注者はエレベーター設備点検委託業務仕様書に定めた直接通話のために対象設備かご内にインターホンを設置し、対象設備かご内と受注者の施設との間にインターホン用の専用電話回線を開設する。この専用電話回線は前条第1項の回線と用途上支障がなければ兼用してもよい。発注者は、対象設備・建物にインターホン及びインターホン用の専用電話回線の開設を承諾する。

2 前条第2項から第7項までの規定は前項について準用する。この場合において、「装置」とあるのは「インターホン」と、「回線」とあるのは「インターホン用の専用電話回線」と読み替えるものとする。

(支払方法)

第7条 委託料の支払方法については、4回払いとし、4月から6月、7月から9月、10月から12月、及び翌年の1月から3月の各期間の委託業務終了後、発注者は、受注者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

期 間	4月から6月	7月から9月	10月から12月	1月から3月
金 額	円	円	円	円

(契約金額の変更)

第8条 この契約締結後、諸材料の価格、労務費、その他に変動を生じ、契約金額の増減を必要とする場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(権利義務の譲渡)

第9条 受注者は、発注者の承諾を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(占有・管理の責任)

第10条 エレベーター設備のいかなる部分に対しても、これが占有又は管理（防災管理を含む。）に基づく責任は、発注者に帰属するものとする。

2 天災地変その他受注者の責めによらない事由により生じたすべての損害について、受注者はその責めを負わない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から契約の解除願の提出があったとき
- (2) 受注者が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと発注者がみとめるとき
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく発注者が行う確認の実施に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき
- (4) 受注者又は受注者の役員等（受注者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められるとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を受注者に請求することができるとともに、解除した部分に相当する額

の 10 分の 1 を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

(損害賠償)

第 1 2 条 受注者が、この契約に違反し、発注者に損害を生ぜしめた場合は、受注者は、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、これの損害額は発注者が決定する。

(装置等の撤去)

第 1 3 条 理由の如何を問わず契約が終了したときは、受注者は、遠隔点検・監視及び直接通話のために受注者が設置した装置、回線及びインターホン、インターホン用の専用電話回線等を撤去する。撤去工事を行うときは、発注者に対して事前に通知するものとし、撤去工事及び撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は受注者の負担とする。ただし、契約の終了が発注者の責に帰すべき事由による場合は、撤去費用は発注者の負担とする。

2 発注者は、前項の工事を妨害しないものとする。

(秘密の保持)

第 1 4 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 1 5 条 この契約に定めのない事項については愛媛県会計規則（昭和 4 5 年愛媛県規則第 1 8 号）によるものとし、規則に定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自

1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

発注者 住所 愛媛県宇和島市天神町7番1号

氏名 愛媛県南予地方局長 印

受注者 住所

氏名 印